

## 第20回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年4月28日(月) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 嵯 峨 弘 巳

2番 押 切 秀 志

3番 橋 場 和 幸

4番 篠 原 弘

5番 百 々 栄 二

6番 山 下 康 紀

7番 谷 口 正 明

8番 宮 崎 義 幸

9番 新 井 功 仁 恵

10番 妹 尾 伸 二

11番 阿 部 栄 子

12番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 酒 井 美 和 子

農政係長 村 田 直 樹

農地係 長 島 宇 哉

## 5 議 事

- |         |         |  |
|---------|---------|--|
| 日程第 1   |         | 総会成立報告                                     |
| 日程第 2   |         | 開会   |
| 日程第 3   |         | 議事録署名委員の指名                                 |
| 日程第 4   |         | 会期の決定                                      |
| 日程第 5   |         | 会務報告                                       |
| 日程第 6   | 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について              |
| 日程第 7   | 報告第 2 号 | 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について |
| 日程第 8   | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願について                               |
| 日程第 9   | 議案第 2 号 | 農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について         |
| 日程第 1 0 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について                     |
| 日程第 1 1 | 議案第 4 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について                     |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について            |
| 日程第 1 3 | 議案第 6 号 | 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について                |
| 日程第 1 4 | 議案第 7 号 | 農用地利用集積計画作成要請について                          |
| 日程第 1 5 |         | 次回総会日程（予定）について                             |

事務局 長

第20回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。  
本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。  
それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。  
例年より早い春の芽吹きを季節を迎え肥培管理等に何かとお忙しい中、本総会にご出席頂きまして誠に有難うございました。世界情勢がますます不安定化する中、国内ではコロナの収縮が収まらず、物価の上昇が続く経済情勢ではございますが、少しずつ前を見て先に進むしかありません。  
今回は現地調査、利用協議等に対応いただき有難うございました。内容につきましては議案に提案させていただいております。  
本日は報告2件、議案8件を提案させていただいております。慎重審議をお願いして開会の挨拶とさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、1番嵯峨委員、2番押切委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。  
日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

前回の総会から本総会までの間の会務についてご報告申し上げます。  
4月1日、令和3年度浜中町農業委員会辞令交付式が行われ、白川会長より4月1日付人事異動に伴う辞令が交付されております。  
4月7日、令和4年度釧路地方農業委員会連合会通常総会、令和4年度地区別農業委員会会長・事務局長会議、令和4年度釧路地方農業委員会事務局協議会定期総会が弟子屈町で開催され白川会長と事務局2名が出席しております。総会では収支決算並びに予算(案)など原案のとおり承認されております。  
4月15日、〇〇〇〇所有地の「農地利用協議」を円朱別会館で開催し、地元農業者2名、農協担当者、町農政担当者と篠原委員、事務局2名が出席しております。協議の結果、農地の分配は行わず〇〇〇〇〇が一旦取得し、その後新規就農者へ賃貸借することで協議が整っております。この後の議案第5号に提案している農用地利用集積計画作成要請でご審議をしていただきます。  
また、同日午後、〇〇〇〇所有地の「農地利用協議」を熊牛地区コミュニティセン

ターで開催し、地元農業者2名、農協担当者、町農政担当者と百々委員、事務局2名が出席しております。

協議の結果、農地の分配の希望はなかったことから〇〇〇所有地については、東田牧場が取得することで協議が整っております。来月の総会へ農用地利用集積計画作成要請の議案を提案する予定であります。

4月16日、土地の現況証明願に係る現地調査は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から茶内地区の既に鉄塔が建設されている願出地について、登記地目の変更を目的によるもので、嵯峨委員、篠原委員、阿部委員と事務局2名で現地調査を行っています。

また、厚陽地区の〇〇〇〇氏の願出地は、山下委員、押切委員、阿部委員に現地を確認いただき「農地・採草放牧地以外である」と判断をいただいております。内容については、議案第1号でそれぞれ審議いただきます。

4月25日、第1回農政部会を開催し、白川会長、農政部会委員5名、事務局3名が出席しております。協議の内容は、広報はまなか6月号への農業委員会情報と農地転用制度の周知方法について協議を行っております。

以上、会務報告の説明を終わります。

議 長

事務局より報告が終わりました。  
ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。

提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告の内容をご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

この度の届出は、相続による権利の取得1件でございますが、整理番号1の届出人は、〇〇市〇〇区〇〇〇〇条〇丁目〇番〇-〇〇〇号、〇〇〇〇〇氏で、故〇〇〇〇〇氏名義の農地について、令和〇年〇〇月〇〇日付けで権利の取得をしたものでございます。

今回の届出により取得した農地は、茶内東〇線〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡でございますが、詳細につきましては、議案書2ページ、3ページ及び議案関係資料1ページ、2ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

います。

以上、本人からの届出に基づき、ご報告申し上げますので、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、報告第1号の質疑を行います。  
整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）  
による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。  
提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 報告第2号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地  
利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあつせんの申出に伴う1件の調整報告であります。

整理番号1は、浜中町茶内基線〇〇番地、〇〇〇氏より令和〇年〇月〇日付けで所有移転に係るあつせんの申出があったものでございますが、〇月〇〇日開催の農地利用協議の結果、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏が取得することで調整が整いました。

現地調査につきましては、〇月〇〇日に嵯峨委員、篠原委員、新井委員により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇〇〇〇〇〇〇円となりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、関係者からの了承を得ることができました。

土地の詳細につきましては、議案書6ページ、7ページ及び議案関係資料3ペー

ジに記載しておりますので、御確認いただきたいと思ひます。

以上、調整委員の報告に基づき御報告申し上げるものでござひますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、報告第2号の質疑を行います。  
整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。  
提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、4件の現況証明願でございますが、浜農委4-1号の願い出人は、霧多布東〇条〇丁目〇〇番地、〇〇〇〇氏、霧多布東〇条〇丁目〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は浜中東〇線〇〇〇番、面積〇〇〇〇㎡で、登記地目の変更を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、橋場委員、新井委員、阿部委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委4-2号の願い出人は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇、願い出地は茶内西〇線〇〇〇番ほか、〇〇筆、面積〇万〇〇〇〇.〇〇㎡で、登記地目変更を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、橋場委員、新井委員、阿部委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委4-3号の願い出人は、〇〇町〇西〇丁目〇〇番地、〇〇〇〇 ○

〇〇〇〇〇、願い出地は西円朱別西〇〇線〇〇番〇ほか、〇筆、面積〇〇〇㎡で、登記地目の変更を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、橋場委員、新井委員、阿部委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委4-4号の願い出人は、茶内基線〇〇番地、〇〇〇氏、願い出地は茶内基線〇番〇、〇筆、面積〇〇〇〇㎡で、登記地目変更を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、嵯峨委員、篠原委員、新井委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。  
調査委員の方々、何かありませんか。

各 委 員

(なしの声)

議 長

特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。  
まず、浜農委4-1号について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に、浜農委4-2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に、浜農委4-3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に、浜農委4-4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議長 次に、討論を省略し、浜農委４－１号を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、浜農委４－１号は、原案のとおり可決されました。  
次に、浜農委４－２号を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、浜農委４－２号は、原案のとおり可決されました。  
次に、浜農委４－３号を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、浜農委４－３号は、原案のとおり可決されました。  
次に、浜農委４－４号を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、浜農委４－４号は、原案のとおり可決されました。

日程第９ 議案第２号 農地法第１８条の規定による合意解約通知の成立状況  
の確認についてを議題とします。  
提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第２号 農地法第１８条の規定による合意解約通知の成立状況の確認につ  
いて、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第１８条第１項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で  
定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の  
申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第２号にお  
いては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より６ヶ月以  
内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」と  
されております。

また、同条第６項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令





阿部委員 説明の中で経営規模の縮小とありましたが、規模縮小とは具体的にどういったことか説明願いたい。

議長 年齢や体調を考えた上、管理面積を縮小したいということであります。ほかに質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。お諮りします。  
整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

日程第10 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。  
提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、売買による権利の設定3件、賃貸借による権利の設定3件、合計6件の許可申請でございますが、整理番号1の権利の移転をする者は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は茶内西〇線〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に売買による権利の移転、次に整理番号2の権利の移転をする者は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は茶内西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇番地、鈴木悟氏に売買による権利の移転、次に整理番号3の権利の移転をする者は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は茶内西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に売買による権利の移転、次に整理番号4は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、所有地〇筆、面積〇万〇〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

次に整理番号5は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏、所有地〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

次に整理番号6は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、所有地〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

長 島 主 事 (説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
続いて、担当委員より補足説明を受けます。

まず、整理番号1から3について、1番嵯峨委員、お願いします。

嵯 峨 委 員 整理番号1につきましては、〇〇さんと〇〇さんの売買でございます。〇〇さんは長年に渡り安定した経営を行っておりますので問題無いと考えております。

整理番号2につきましては、〇〇さんと〇〇さんの売買でございます。〇〇さんも安定的な経営を行っておりますので問題無いと考えております。

整理番号3につきましては、〇〇さんと〇〇さんの売買でございます。〇〇さんも安定的な経営を行っておりますので問題無いと考えております。

議 長 ありがとうございます。

次に、整理番号4から6について、10番妹尾委員お願いします。

妹 尾 委 員 補足説明させていただきます。

整理番号4につきましては、〇〇さんと〇〇さんの賃貸借ですが、〇〇さんは実績も十分に以前からもこの土地を使用していたので賃貸借することに問題はありません。

整理番号5につきましては、〇〇さんと〇〇さんの賃貸借ですが、〇〇さんも規模拡大を図っており数年後には後継者も帰ってくることから土地の管理など問題無いと考えております。

整理番号6につきましては、〇〇さんと〇〇さんの賃貸借ですが、〇〇さんも従業員を増やし規模拡大を図っているため土地の管理は問題無いと考えております。

議 長 ありがとうございます。

それでは、これから議案第3号の質疑を行います。

まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号1から6の順に採決いたします。お諮りします。  
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする農地転用の制限が規定されております。

また、同条第2項及び第3項の規定では、「農地転用の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して、都道府県知事に提出しなければならない。農業委員会は、申請書の提出があったときは、当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされております。

本案は1件の許可申請でございますが、整理番号1の申請者は、茶内西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇氏で、経営規模拡大により新たに〇〇〇〇〇〇〇を建設するもので、現有施設との効率利用を考慮し、関係農地〇筆、面積〇〇〇〇〇㎡を永久転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、農地部会委員5名、白川会長、事務局2名により、〇月〇〇日に実施しております。

なお、本案については北海道知事の許可事案となることから、別記第2号様式で定める意見書を付して知事に送付しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事 (説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。  
調査委員の方々、何かありませんか。

各 委 員 (なしの声)

議 長 特にないようなので、これから、議案第4号の質疑を行います。  
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第5号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。

提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第5号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は

養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

確認すべき要件としましては、1点目の「法人形態要件」として、株式会社、有限会社、持分会社または農事組合法人のいずれかに該当しているか、2点目の「事業要件」として、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であるか、3点目の「構成員・議決権要件」として、農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の構成員の議決権が、総議決権の2分の1を超えているか、4点目の「役員要件」として、役員の過半が年間150日以上農業に常時従事する構成員で、役員又は重要な使用人のうち、1人以上が60日以上農作業に従事しているかとなっております。

本案は4件の報告でございますが、整理番号1は、霧多布西〇条〇丁目〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇、整理番号2は、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、整理番号3は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、整理番号4は、姉別基線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇でございますが、いずれも別記様式「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおり、「法人形態要件」、「事業要件」、「構成員・議決権要件」、「役員要件」の全ての要件を満たしているものと思われまますので、ご確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、議案第5号の質疑を行います。  
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。  
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。  
10番妹尾委員。

妹尾委員

議案関係資料の中で議決権の割合について1名農業に従事していない者がいるが議決権が100%である理由を教えてください。

事務局長

ただいまの質問にお答えいたします。  
議決権を有する半分以上が農業に従事していることが要件であるため議決権の要件は満たしております。  
議決権に関する数字としては70%でありますので訂正のほどよろしくお願い

いたします。

議長 ほかにも質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第6号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出  
についてを議題とします。

提案の理由を事務局より説明させます。



事務局 長

議案第6号

農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出または農用地の所有者から利用権の設定等について、あつせんを受けたい旨の申出があった場合には、それらの申し出の内容を勘案して認定農業者または認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

本案は、賃貸借1件による利用権設定の申出でございますが、

整理番号1は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇より、所有農地〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇m<sup>2</sup>について、賃貸借による利用権の設定申出でございますが、以上の調整に係る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係 長

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから議案第6号の質疑を行います。本案については、〇〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退室)

それでは、これから議案第6号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、調整委員の指名を行います。お諮りします。

調整委員の選出については、議長からの指名ということにしたいと思っております。

よろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議がないようですので、私の方からご指名させていただきます。

本案については、妹尾委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
それでは、妹尾委員に調整をお願いいたします。

(〇〇委員入室)

日程第14 議案第7号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。

提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第7号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、利用権移転2件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1の利用権を移転する者は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、対象地は茶内西〇〇線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

次に整理番号2の利用権を移転する者は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、対象地は茶内西〇〇線〇〇番、面積〇万〇〇〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものであります。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものであります。詳細につきましては長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

長 島 主 事

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、議案第7号の質疑を行います  
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1と2を採決いたします。お諮りします。  
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第15 次回総会日程についてを議題とします。  
事務局より提案させます。

事 務 局 長 次回総会日程につきましては、5月27日、金曜日、午前10時からを提案いたします。

議 長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、5月27日、金曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、5月27日、金曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。  
これで、第20回浜中町農業委員会総会を終了いたします。  
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時30分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

1番 嵯峨弘巳

浜中町農業委員会

2番 押切秀志